常時雇用する労働者が 2 人以上 999 人以下の都内の企業等におけるテレワークの定着・促進を支援します!

受付期間延長

パソコン

テレワークの定着・促進に向け、在宅勤務・モバイル勤務等を 可能にする情報通信機器(モバイル端末等)や 業務関連ソフト等の導入による テレワーク環境の整備に要した費用を助成します。 申請受付締切

令和5年 **2月28**日

**郵送では締切日の消印有効とし、電子申請では、締切日の23時59分までにJグランツにより提出されたものを受付します。



ソフトウェア

クラウドサービス



機器設置・設定費

申請書類受付・お問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 職場環境整備担当係

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

TEL: 03-5211-5200 (受付時間: 平日9:00~17:00 ※12:00~13:00を除く)

https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/telesoku.html









助成金の概要

在宅勤務・モバイル勤務等を可能にする情報通信機器等の導入により、テレワーク環境を整備する都内中堅・中小企業等 が支給決定日以後に新たに取り組むもの(発注・契約等を含む)かつ支給決定日から4か月以内に完了する取組み(※)で、 実績報告時までに支払いを終えた経費が対象です。

事業者の規模 (常時雇用する労働者数)	助成金の上限	助成率
30人以上999人以下	250万円	2分の1
2人以上30人未満	150万円	3分の2



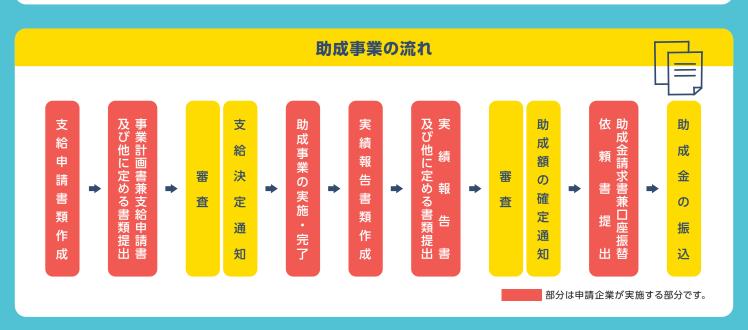
- ※ 完了する取組みとは、以下の2項目を満たす取組みを指します。
 - ①申請した機器の購入や設定等がすべて完了し、テレワーク環境が整備できた状態であること。
 - ②上記①のテレワーク環境を活用し、テレワーク実施対象者全員にテレワーク勤務を6回以上実施させていること。

非正規社員へのテレワーク拡充に伴うテレワーク環境の整備を支援する「非正規社員拡充コース」もあります。 詳細はホームページをご確認ください。



助成対象事業者の要件

- 1.常時雇用する労働者が2名以上かつ999名以下で都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等
- 2.都が実施する「テレワーク東京ルール実践企業宣言制度」に登録し、「テレワーク推進リーダー設置」表示のある 宣言書がウェブサイト上で発行されていること (実績報告時まで) ※その他要件あり
- ※当財団実施「事業継続緊急対策 (テレワーク) 助成金」 などの助成金を受給した (予定も含む) 企業は本助成金に申請できません。 詳細は募集要項をご確認ください。



助成金申請受付期間

助成金申請受付期間

令和5年2月28日(火)まで ※郵送では締切日の消印有効とし、電子申請では、締切日の23時59分までに Jグランツにより提出されたものを受付します。

申請方法

郵送またはJグランツによる電子申請

※来所による持参提出は一切受け付けできません。

本チラシ記載事項以外にも要件がございます。 申請にあたっては当財団ホームページ記載の「募集要項」を 必ずご確認ください。

→ 募集要項・申請様式はこちら //





